

# 令和2年度 公民館・地域交流館事業報告書

## あゆみ



▲令和2年度中央公民館主催事業「手賀沼講座」



◀令和2年度本埜公民館主催事業  
「子ども生け花教室」

印西市立公民館・地域交流館

令和3年6月

## はじめに

公民館は社会教育法に基づく教育機関であり、市民の皆さまの生活にゆとりと  
るおいをはぐくむ様々な学習活動の拠点です。活動内容は、教養の向上を目的とし  
た学習や文化活動、体育・レクリエーション活動、集会の場と広範囲にわたってい  
ます。また、これら市民活動の館としての機能とともに、市民のために「生活に即  
した教育、学術及び文化に関する各種の事業を主催し、市民の教養の向上、健康の  
増進、情操豊かな生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的として  
います。これらの目的を達成するため市内の各公共施設等との連携を図りながら地  
域の特色を生かした運営を5公民館及び地域交流館で推進しております。

めまぐるしく変わる社会にあって、市民の皆さまの要望も多種多様にわたり、高  
度化してまいりました。これらに対応して教室や講座の開設につとめ、学習の支援  
を図っております。

さらに、社会教育の特色を生かし、明日を担う子どもたちの体験学習や家庭教育  
の向上のための学習機会の提供等、社会的課題に対応した事業を行っております。

市民とともにあゆむ公民館事業についてご理解をいただくため、令和2年度「あ  
ゆみ」を刊行いたします。市民の皆さまにご高覧をいただき、ご指導・ご鞭撻を賜  
れば幸いに存じます。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和  
2年4月1日から6月8日まで施設を休止するとともに、令和2年9月までの主催  
事業は中止いたしました。ご利用される皆さまにはご不便をおかけいたしました  
が、市民の皆さまの安全を確保するための措置であったことをご理解くださるよう、併  
せてお願いいたします。

令和3年6月

印西市立中央公民館長

# 目 次

1	公民館・地域交流館の活動概要	
1.	印西市の教育施策	7
2.	令和2年度公民館・地域交流館の活動計画	9
3.	令和2年度公民館・交流館の事業概要	10
4.	公民館運営審議会	11
	(1) 印西市公民館運営審議会委員名簿	
	(2) 令和2年度審議会開催日程	
	(3) 令和2年度審議会委員研修会等参加日程	
2	公民館	
(1)	事業報告	15
	中央公民館	
	小林公民館	
	そうふけ公民館	
	印旛公民館	
	本埜公民館	
(2)	利用団体一覧	41
	中央公民館利用サークル懇談会	
	小林コミュニティサークル連絡協議会	
	そうふけ公民館利用サークル協議会	
	印旛公民館利用サークル協議会	
	本埜公民館サークル連絡協議会	
(3)	利用集計	47
	公民館利用者集計表	
(4)	条例・例規	49
	印西市立公民館の設置及び管理に関する条例	
	印西市立公民館の管理及び運営に関する規則	
3	地域交流館	
(1)	事業報告	67
	中央駅前地域交流館	
(2)	利用団体一覧	77
	中央駅前地域交流館利用団体懇話会	

(3)利用集計	79
中央駅前地域交流館利用者集計表	
(4)条例・例規	81
印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例	
印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則	

# 1 公民館・地域交流館の活動概要

1. 印西市の教育施策
2. 令和2年度公民館・交流館の事業計画
3. 令和2年度公民館・交流館の事業概要
4. 公民館運営審議会
  - (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿
  - (2) 令和2年度審議会開催日程
  - (3) 令和2年度審議会委員研修会参加日程



## 1. 印西市の教育施策

印西市においては、将来都市像を「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」と定めた「印西市基本構想」の実現をすすめる中、令和2年度は「第2次基本計画」(平成28年度から平成32年度)の5年目にあたります。

また、平成26年度に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置した「総合教育会議」において、教育行政の現状や課題について協議し、市の最上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「教育大綱」(平成28年度から平成32年度)が定められました。

こうした中、教育委員会では、引き続き将来都市像の実現に向け6つの柱からなる基本目標の1つである「健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる<教育・文化>」の推進を図っていきます。

昨今の財政状況の厳しい折、前年度事業の点検と評価を行うとともに、教育振興基本計画(平成30年度から平成33年度)を踏まえ、子どもから高齢者に至るすべての市民が心身ともにたくましく健康で明るい生活が送れるよう様々な事業を展開していきます。

つきましては、教育振興基本計画が目指すべき基本理念を「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」とし、主な施策を次のように定めます。

### ★ 教育の基本理念

【だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び】

### ★ 基本的な方針

- 1 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進
- 2 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着が持てる地域を創造する学びの推進
- 3 子どもからお年寄りまですべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

### ★ 基本目標と主な施策

- I. 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む 〔学校教育〕

1 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

2 安全で安心できる教育環境づくり

II. 生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する

〔生涯学習・生涯スポーツ〕

1 年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動

2 地域で子どもたちを守り育てる環境づくり

3 市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実

(健康子ども部と連携・協力)

III. 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る

〔文化芸術〕

1 創造性を育む文化芸術活動の推進・継承

2 文化財の保護・活用

3 市史編さん事業の推進

#### ★ 生涯学習の主な施策

生きがいを持ち、心豊かで充実した生活を送れるよう、生涯にわたって学習できることが重要となっている。さらに、国際化・情報化等の進展に伴う、価値観の多様化と社会の急速な変化に対応するため、情報を見極め、個人の適性に応じた知識や技術を習得し、活用していく必要性が高まっている。

こうした市民の多様な学習ニーズと現代的課題に適切に対応するため、多様な生涯学習情報と公民館・図書館等の学習活動の場を提供することにより、学習機会の拡充を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたってさまざまな分野で自ら学ぶことのできる学習環境をつくり、市民の生涯学習活動を推進する。

また、公民館や図書館等の生涯学習・社会教育施設の維持・管理や指導者の確保、高等教育機関等との連携・協力を図り、生涯学習推進体制を充実する。

さらに、親と子の絆を強めて、子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を充実させるとともに、子ども達が安全・安心で健やかに成長できるように、地域で行われる青少年健全育成活動を推進し、地域で活動する市民団体を支援する。



## 2. 令和2年度公民館・地域交流館の活動計画

公民館・地域交流館は、市民のために実際の生活にあった教育や学術、文化などの事業を行うことにより、市民の教養を向上させ、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目指し、ひいては生活文化の振興、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

印西市立公民館・地域交流館は、この目的を達成するため、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせた講義や体験など様々な形式で各種事業を展開する。

### (1) 公民館・地域交流館主催事業

子ども対象事業、大人対象事業、公民館利用サークル連絡協議会・大学・青少年相談員等の社会教育関係団体やサークルとの共催事業など地域の特色を生かした事業を実施し、市民の社会教育・生涯学習を推進する。

### (2) 団体育成事業

#### ① 利用サークル等への指導・支援

各利用サークル・団体が、自主的かつ円滑な学習を行えるよう必要に応じて指導・支援を行う。

#### ② 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会への指導・支援

加盟サークル間の相互理解・交流・地域コミュニティの醸成を達成するため、自主運営を尊重し、必要に応じて指導・支援を行う。

○中央公民館利用サークル懇談会（30サークル加盟）

○小林コミュニティサークル連絡協議会（20サークル加盟）

○そうふけ公民館利用サークル協議会（20サークル加盟）

○印旛公民館利用サークル協議会（14サークル加盟）

○本埜公民館サークル連絡協議会（21サークル加盟）

○中央駅前地域交流館利用団体懇話会（36サークル加盟）

#### ③ 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会が行う「まつり」への支援

公民館利用サークル連絡協議会加盟サークルが活動成果の発表を行う「まつり」を円滑に運営できるよう支援する。

○中央公民館「みなづき祭」

- 小林公民館「小林コミュニティまつり」
- そうふけ公民館「ふれあい文化館まつり」
- 印旛公民館「いんば公民館まつり」
- 本埜公民館「本埜公民館まつり」
- 中央駅前地域交流館「中央駅前地域交流館まつり」

④ 公民館講座修了者の自主活動への指導・支援

公民館講座修了者の自主活動に対して、円滑に学習できるよう必要に応じて指導・支援を行う。

(3) 個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館・地域交流館事業に差し支えない範囲で、個人学習室の開放を行う。

(4) 貸館事業

市民や利用サークル・団体等に、社会教育・生涯学習・会議・交流の場を提供し、公民館・地域交流館を地域の生涯学習拠点施設とする。自発学習・交流を通して、地域コミュニティの醸成を図り、社会教育・生涯学習の推進に努める。

### 3. 令和2年度公民館・地域交流館の活動概要

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が2度発出されるなど、公民館及び地域交流館の施設運営にも大きな影響が生じました。公民館等の対応といたしましては、4月1日から6月8日まで施設を休止しましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、6月9日から施設利用を再開いたしました。なお、再開にあたっては「印西市立公民館及び中央駅前地域交流館の再開方針」を定め、換気の実施、使用定員の制限など感染拡大防止対策を講ずることとしたものです。

このことに伴いまして、令和2年度公民館及び地域交流館の活動計画は大幅に変更を余儀なくされたところでございます。主催事業につきましては、9月までの主催事業はすべて中止することとし、10月以降の主催事業の実施については、定員、回数及び事業内容等を見直し実施しました。また、団体育成事業の一つとして、各施設の利用サークル団体が

主体となって毎年開催している「まつり」もすべて中止するとともに、貸館事業におきましても、施設を利用される皆さんが、自ら施設使用を自粛するなど、公民館等の活動に大きな支障が生じたところでございます。

なお、そうふけ公民館におきましては、令和2年10月から大規模改修工事を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大規模改修工事の着工が令和3年5月に延期されました。

## 4. 公民館運営審議会

### (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿

任期 平成31年4月1日から 令和3年3月31日まで

番号	氏名	備考
1	三浦 明久	学校教育関係者
2	前川 弘見	社会教育関係者
3	渡邊 光子	社会教育関係者
4	村上 和美	社会教育関係者 (令和2年8月24日から)
5	加藤 秀雄	社会教育関係者
6	佃 正男	社会教育関係者
7	岡田 博	社会教育関係者
8	倉島 明子	社会教育関係者
9	富井 孝文	社会教育関係者
10	青山 光男	社会教育関係者
11	松本 秀樹	社会教育関係者
12	高城 國司	社会教育関係者
13	常光 康介	学識経験者
14	池田テイ子	学識経験者
15	大和 正明	公募委員

16	越村 康英	学識経験者 (令和2年8月18日辞任)
----	-------	---------------------

(2) 令和2年度 審議会開催日程

回	月 日	内 容	会 場
1	10月28日 (水)	報告事項 ① 公民館等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について ② 令和2年度上半期公民館等利用状況について 審議事項 ① 令和2年度下半期公民館等主催計画について ② 令和3年度印西市立公民館等事業方針について	中央公民館
2	3月17日 (水)	報告事項 ① 令和2年度印西市立公民館等事業報告(中間報告)について 審議事項 ① 令和3年度印西市立公民館等事業計画について	中央公民館

(3) 令和2年度審議会委員研修会等参加日程

・第60回関東甲信越静公民館研究大会千葉大会(兼第72回千葉県公民館研究大会)は新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてリモート開催のため参加せず。

## 2 公民館

### (1) 事業報告

中央公民館

小林公民館

そうふけ公民館

印旛公民館

本埜公民館

### (2) 利用団体一覧

中央公民館利用サークル懇談会

小林コミュニティサークル連絡協議会

そうふけ公民館利用サークル協議会

印旛公民館利用サークル協議会

本埜公民館サークル連絡協議会

### (3) 利用集計

公民館利用者集計表

### (4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則



# 中央公民館



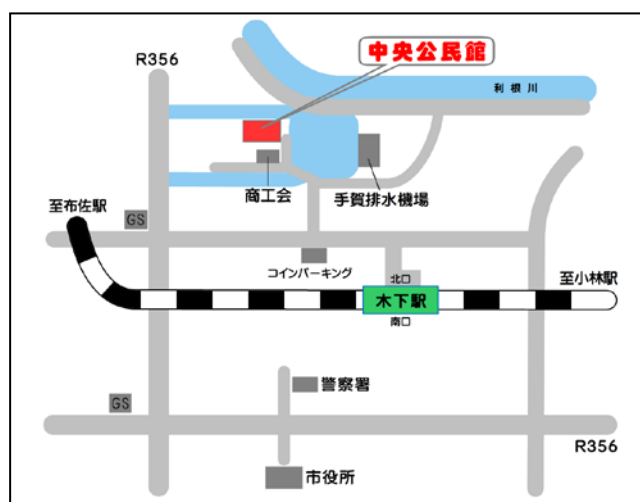
## 【運営方針】

中央公民館では、市民が心身ともに健全で心豊かに、生涯にわたり学び続ける幅広い学習の場と機会を提供することを目標に、関係団体、学校や他の学習関連施設との連携・調整を図り、事業の展開を図っている。

また、市民に身近な学習の場として来館してもらえるよう、学習資料の提供や学習図書室の開放、また、市民の憩いの場、情報交換の場としてロビーの開放を行っている。

## 【施設概要】

名称：印西市立中央公民館  
所在地：印西市大森3934-1  
開館：昭和54年2月1日  
敷地面積：4,874.01㎡  
延床面積：2,680.55㎡  
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造  
5階建て  
駐車台数：62台



## 《令和2年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」4事業、「おとな対象事業」7事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和2年度は、9月までの主催事業は中止し、10月以降に事業内容を見直し「おとな対象事業」4事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として学習室を開放しましたが、やはり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、定員24人のところ定員7人に縮小して学習の場の提供を行ったところです。さらに、毎年、中央公民館利用サークル懇談会が主体となって開催していた「みなづき祭」もコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で24,393人でしたが、令和2年度は12,077人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【いきいきカレッジ】

ねらい…シニア世代が地域の歴史・健康な体づくり・創作活動など生きがいづくり・仲間づくりにつながるよう、さまざまなジャンルを学ぶことにより、これからの人生を生き生き生活できることを目指す。

対象等…50歳以上の市民、〔定員〕25名、〔参加〕12人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月14日(水)	自力整体でこころも体もリラックス	秋田美智子
2	10月28日(水)	知って得する生活習慣改善術を学ぶ	健康増進課職員
3	11月18日(水)	防災の知識(災害に備える)	防災課職員
4	12月2日(水)	手賀沼の歴史	職員

講座を終えて…新型コロナウイルス感染拡大防止のため当初予定5月～12月・7回開催のところ、10月～12月・4回開催とした。新型コロナウイルス感染拡大の影響からか各回とも少人数での開催となり、また講座内容も限られたプログラムとなったが、参加者が熱心に受講されているのが印象的であり、健康な体づくり・防災・地域の歴史とそれぞれ理解を深めることができた。



## 【防災講座「マイ・タイムラインをつくろう

～余裕をもって安全に避難するために～】

ねらい…多発する大災害を目の当たりにし、安心・安全な地域づくりが注目されるなか、円滑な避難のためには住民一人ひとりが適確な避難行動をとることが重要となる。平成 27 年の関東・東北豪雨を教訓に生まれた「マイ・タイムライン」を活用して各々の環境にあった逃げ方を自ら検討できるよう学ぶ。

対象等…市民、〔定員〕 20 名、〔参加〕 17 人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月 5日(木)	「印西市の防災とマイ・タイムラインについて」(講習) ①地域を知る、②どこが危険かを知る(印西市の水害危険性)、③安全な避難先を決める、④いつ避難するか決める、⑤自分の行動を決める。	利根川下流河川事務所
2	11月 12日(木)	「マイ・タイムラインの作成」(実習) ①洪水浸水想定区域を見る、②自宅の水害の危険性を確認する、③台風発生から氾濫までの流れを知る、④行動の順番を考える、⑤マイ・タイムラインをつくる、⑥マイ・タイムラインを活用する。	職員

講座を終えて…市防災課協力のもと、利根川下流河川事務所(調査課山口広氏ほか 3 名)を講師として、講習と実習による 2 回講座で実施した。

改訂された市域の浸水想定区域等の防災マップで確認しながら、市域の水害危険性や避難のために必要な情報の入手方法等を学ぶとともに、「逃げキット」を使用して、それぞれの避難行動計画(マイ・タイムライン)を作成することができた。防災講座への参加者ということで防災への関心度が高いことは予想されたが、自らの避難方法を考える実習を実施したことで、各自が問題意識を持って真剣に検討されていた様子が印象的であった。同様の講座を希望する意見も多かった。

## 【手賀沼講座「手賀沼干拓のあゆみ」】

ねらい…印西地域にゆかりの深い手賀沼を手がかりに地域の歴史・社会・環境などを総合的に学びながら、自分たちが暮らす地域を理解し、ふるさと意識を育むとともに、これからのまちづくりについて考える機会を提供する。

対象等…市民、〔定員〕 20 名、〔参加〕 21 人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月24日(土)	干拓と手賀沼土地改良区の沿革について ①手賀沼干拓の記録映像の視聴と講義 ②手賀沼排水機場の見学	特定非営利法人ちば美土里支援パートナー 豊川忠幸／千葉県手賀沼土地改良区
2	10月31日(土)	近世から現代までにいたる手賀沼干拓の歴史について(講義)	

講座を終えて…本講座は、通年で5回を予定していたが、今年度新型コロナウイルス感染防止対策として施設利用停止期間があったことから、回数を縮減して開催した。応募者は定員数に達し、出席率も良好であった。コロナ禍での開催、限定的な広報手段(広報いんざいと館内ポスター掲示のみ)であったにもかかわらず、多くの参加者を得ることができたが、当館対象区域からの参加者はやや少なかった。

アンケートでは、専門的で内容が難しいとの意見もあったが、概ね好評で受講者の関心の高さが窺えた。総じて手賀沼を通じた地域の理解につながることもできた。また、今回の協力者(2団体)は、本講座との関係が深いことから、今後の講座運営を進めていくうえで重要な支援者となりうるため、継続的な関係の構築が望まれる。

## 【苔を楽しもう ～雪割草で苔玉づくり～】

ねらい…雪割草と苔を使って苔玉をつくり、手入れの仕方を学び、身近にある苔に親しむとともに苔の魅力を知る。

対象等…市民、〔定員〕12名、〔参加〕12人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月25日(金)	雪割草を使って苔玉をつくる	奥田 利風

講座を終えて…講師が説明を交えながら実際に雪割草の苔玉を作製し、参加者は作り方を一通り見学した後、作業を開始した。コケが楕円形になるように糸を巻いていくのに苦労した人も多かったが、講師の教え方がわかりやすく、また対応が非常に丁寧で、参加者は苔玉づくりの楽しさを味わうことができた。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を12名に絞って開催した。

## 《講座の様子》



▲いきいきカレッジ：自力整体



▲手賀沼講座：手賀沼排水機場の見学



▲防災講座：マイ・タイムラインの作成



▲防災講座：印西市の防災とマイ・タイムラインについて講習風景



▲苔を楽しもう：出来上がった作品



▲苔を楽しもう：講習風景

## 《団体育成事業》

各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行ったが、コロナ禍でのサークル活動自粛の影響は大きかった。なお、主催事業から定期利用サークルとして自主的に活動する支援を行い、新たに1団体が結成された。しかしながら、会員数の減少等に伴い1団体が活動を休止した。また、中央公民館利用サークル懇談会が主体となって、活動成果の発表の場である「みなづき祭」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

学習図書室を個人学習・共同学習の場として開放し、学習資料の提供により学習支援の推進を図った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として学習室の定員を24名から7名に縮小して学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民の館として、生涯学習の場、各種会議の場、ふれあいの場を提供し生涯学習の推進を図った。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。



# 小林公民館



## 【運営方針】

小林公民館は、小林駅圏に生活する市民を主な対象とし、社会教育・生涯学習活動、芸術文化活動、地域コミュニティ活動の場と機会を提供することを主な事業目標として運営している。

また、小林公民館では、小林駅圏市民の学習ニーズを把握し、地域コミュニティの醸成に配慮した社会教育・生涯学習機会の提供を基本として、事業を展開している。

## 【施設概要】

名称：小林コミュニティプラザ

- ・小林公民館
- ・小林図書館
- ・小林出張所

所在地：印西市小林北5-1-6

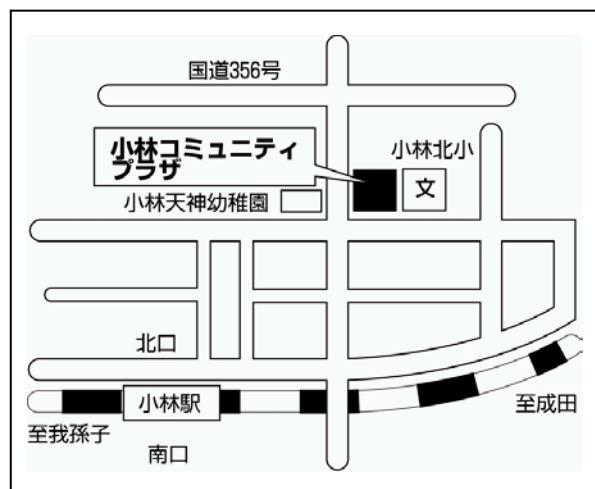
開館：平成7年5月1日

敷地面積：3,146.71㎡

延床面積：2,073.683㎡

構造：鉄筋コンクリート 2階建て

駐車台数：49台



## 《令和2年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」3事業、「おとな対象事業」5事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和2年度は、9月までの主催事業は中止し、10月以降に事業内容を見直し「おとな対象事業」3事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。さらに、毎年、小林コミュニティサークル連絡協議会主体となって開催していた「小林コミュニティまつり」もコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で29,331人でしたが、令和2年度は11,371人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【小林カレッジ】

ねらい…市民が健康で明るく豊かな生活を送るために幅広い分野に目を向け、生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりの一助を図る。

定員等…20歳以上市民、〔定員〕20人、〔参加〕20人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月 3日(土)	災害時の防災対策について	防災課職員
2	11月 14日(土)	頭と身体を使って健康づくり	健康増進課職員
3	12月 5日(土)	印西の里山 自然の魅力	印西ウェットランドガイド代表 阿部純 他4名

講座を終えて…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定5月～11月・6回開催のところ、10月～12月・3回で開催した。

講義や体験などを通じて知識や経験を深めるとともに受講者間の仲間づくりをすすめ、地域を超えたつながりを深めることができた。

### 【リンパセラピー講座（秋コース・冬コース）】

ねらい…リンパの知識を学びながら自分で出来るリンパマッサージ（セルフ・ペア）で免疫力が上がる健康な身体づくりを体験する。

定員等…20歳以上の女性、〔定員〕各10人、〔参加〕各10人  
プログラム

・秋コース

回	日程	内容	講師等
1	10月 1日(土)	リンパマッサージ、ヨガ、ストレッチなどを総合的に取り入れ、リンパの流れの大切さを知る	秋葉みどり
2	10月15日(土)		
3	11月 5日(土)		

・冬コース

回	日程	内容	講師等
1	1月21日(木)	リンパマッサージ、ヨガ、ストレッチなどを総合的に取り入れ、リンパの流れの大切さを知る	秋葉みどり
2	2月 4日(木)		
3	2月18日(木)		

講座を終えて…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定夏コース・秋コースを計画したが、秋コース・冬コースで開催した。また、密集、密接を避けるため、募集定員を当初予定の半分(10人)にした。

参加者はリンパセラピーを学び、実践することで免疫機能を高め、心身ともにリンパの流れの大切さを知ることができた。

## 【ピラティス講座（晩秋コース・冬コース）】

ねらい…呼吸と姿勢によって筋肉と骨格を正して健康な体づくりを目指す。

定員等…20歳以上の女性、〔定員〕各10人、〔参加〕各10人  
プログラム

・晩秋コース

回	日程	内容	講師等
1	11月15日(日)	心肺機能の向上と背骨の柔軟性を強化するためのエクササイズ	土井さやか
2	11月29日(日)		
3	12月13日(日)		

・冬コース

回	日程	内容	講師等
1	1月 9日(土)	心肺機能の向上と背骨の柔軟性を強化するためのエクササイズ	土井さやか
2	2月 6日(土)		
3	2月20日(土)		

講座を終えて…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定秋コース・冬コースを計画したが、晩秋コース・冬コースで開催した。また、密集・密接を避け

るため、募集定員を当初予定の半分（10人）にした。座る・立つ・寝るなどの動作の中で、常に呼吸法と姿勢を意識しながら身体を動かすことの充実感や爽快感を感じることができた。

## 《講座の様子》



▲小林カレッジ：印西の里山



▲小林カレッジ：頭と身体を使って健康づくり



▲リンパセラピー講座：リンパマッサージ



▲リンパセラピー講座：ストレッチ



◀ピラティス講座：胸式呼吸で筋肉の活性化を図る



▲ピラティス講座：インナーマッスルを鍛えることに重点



## 《団体育成事業》

各サークル等が自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行った。今年度はコロナ禍でのサークル活動自粛の影響は大きかった。なお、公民館主催事業から定期利用サークルとして自主的に活動する支援等を行い、結成されたサークルが今年度よりサークル連絡協議会に加入した(他1団体の加入もあり)。しかしながら、会員の大半が高齢者であり、新型コロナウイルス感染症対策に不安があるとのことで、1団体が活動を休止するとともにサークル連絡協議会から脱会した。また、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となってサークル活動の成果発表の場である「小林コミュニティまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放し、個人学習に対する支援を行った。利用対象者は児童・生徒に限定せず、より多くの皆さんが利用できるよう配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

地域の生涯学習拠点施設として、地域住民や町内会、学校をはじめ各種団体など、広く利用の促進を図った。ただし、どのような場合でも利用できるのではなく、社会教育法第23条に抵触する場合などは利用できないことを理解していただき、健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

# そうふけ公民館



## 【運営方針】

そうふけ公民館は、印西牧の原駅圏内の生涯学習の拠点として、「新たな文化の創造」を目標に事業を展開している。

事業の推進にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でもが」を基本方針に、市民の学習意欲が高まるような、こども対象事業、おとな事業、共催事業、団体育成事業、個人学習支援事業、貸館事業を実施している。

このほか、市民のさまざまな学習ニーズに対応するため、窓口等において情報の提供及び事業支援を行っている。

## 【施設概要】

- 名 称：ふれあい文化館
- ・そうふけ公民館
  - ・そうふけ児童館
  - ・そうふけ図書館
  - ・そうふけ老人福祉センター

所在地：印西市原3-4

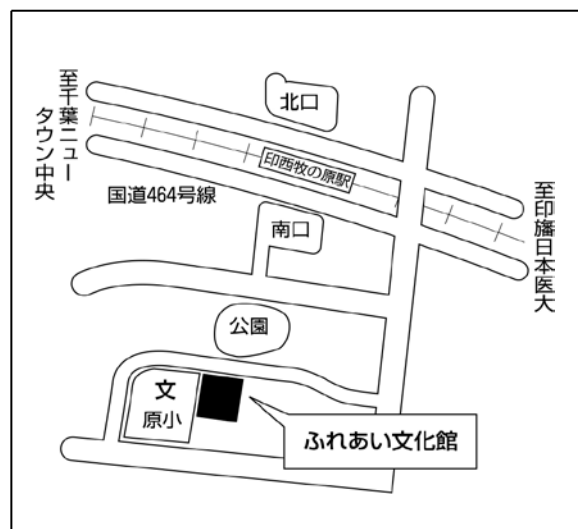
開 館：平成10年12月1日

敷地面積：4,000.01㎡

延床面積：3,674.49㎡

構 造：鉄筋コンクリート  
3階建て（地下1階）

駐車台数：48台



## 《令和2年度事業概要》

そうふけ公民館は、当初、令和2年10月から大規模改修工事を予定していましたが、主催事業については、9月までに「こども対象事業」3事業、「おとな対象事業」4事業、「共催事業」4事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和2年度は、9月までの主催事業は中止するとともに、大規模改修工事についても令和3年5月着工と延期されたことにより、10月以降の主催事業については、改めて事業内容を見直し「共催事業」2事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。さらに、毎年、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「ふれあい文化館まつり」も大規模改修工事及びコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で39,361人でしたが、令和2年度は15,250人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【書初め教室（そうふけ児童館共催事業）】

ねらい…伝統文化である書初めに取組み、書道の技などに触れて、その醍醐味を知ってもらう。また、冬休みの課題作成の一助とする。

定員等…市内小学生、〔定員〕16人、〔参加〕15人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月26日（土）	書初めの練習 1番良くかけた物の展示	伊藤繁子

講座を終えて…申込者は、意欲的に書初めに参加しており、時間いっぱいまで満足できる作品を書こうとする姿勢を感じられた。また、講師の指導を受けて忠実に書こうとする姿勢や、書き方の相談をしているところもみられ有意義な講座となった。

### 【子ども工作教室・トールペイント（そうふけ児童館共催事業）】

ねらい…工作を通じて物作りの楽しさ、出来上がった達成感と喜びを感じてもらう。

定員等…市内小学生、〔定員〕8人、〔参加〕4人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	3月13日(土)	木箱に絵を描いて小物入れを作る	明保能 勝江

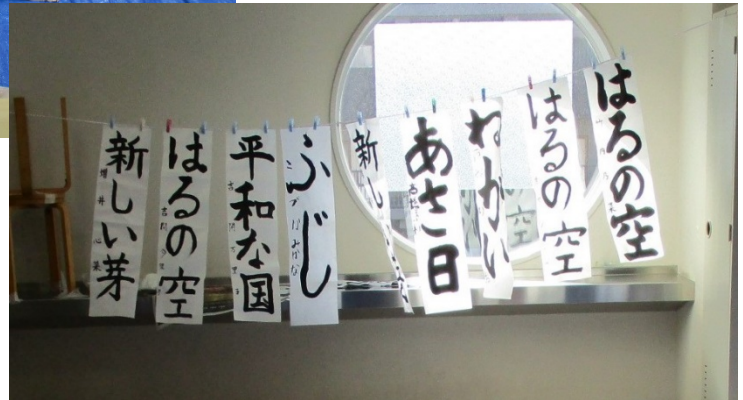
講座を終えて…参加者は、絵を描く楽しさ、自分だけの小物入れに感動する姿が見受けられ、子ども達に工作を通じて物作りの楽しさ、出来上がった達成感と喜びを感じてもらえた事業となった。

## 《講座の様子》



◀書初め教室：講座風景

▼書初め教室：出来上がった作品



◀子ども工作教室（トールペイント）：出来上がった作品

## 《団体育成事業》

各利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・支援を行ったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による活動自粛の影響が大きかった。また、会員の減少やコロナ禍における活動の自粛に伴い、2団体がサークル協議会から脱会した。なお、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「ふれあい文化館まつり」は、大規模改修工事を予定していたこと及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放し、学習の場を提供することで、公民館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。比較的利用の少ない青年層への公民館周知をすることができ日常的な会話を交わすことにより、利用マナーの向上、青少年の健全育成を図ることができた。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として施設の提供を図った。社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議、交流の場を提供し適正で健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。



# 印旛公民館



## 【運営方針】

印旛公民館は、印旛地区の生涯学習の拠点として、子供から高齢者まで、幅広い年代を対象に事業を展開している。

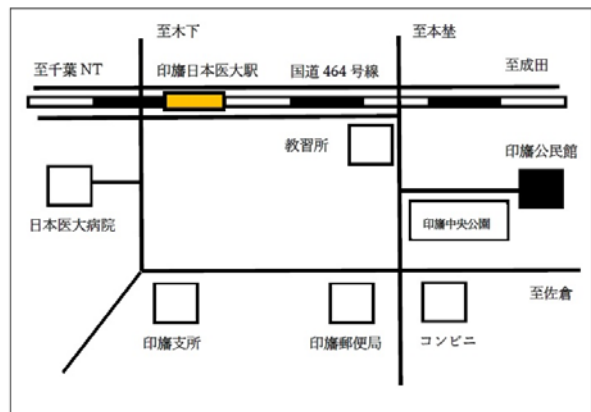
主要事業として、子ども・大人対象事業、及びサークル支援事業を軸として、社会教育や生涯学習に関する情報を積極的に発信し、市民に多種多様な学習活動への糸口及びその活動促進の場を提供している。

また、目前にテニスコートや野球場、多目的広場などの多彩なスポーツ施設も隣接しているため、スポーツの合間や終えた後の交流の場ともなっている。

このように印旛公民館は、市民密着型の”親しみやすい公民館”を目指すとともに「学びの場」、「憩いの場」、「ふれあいの場」として日々活動している。

## 【施設の概要】

名称：印西市立印旛公民館  
所在地：印西市瀬戸1518  
開館：昭和51年10月1日  
敷地面積：11,005㎡  
延床面積：1,844㎡  
構造：鉄筋コンクリート  
2階建て  
駐車台数：70台



## 《令和 2 年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」6 事業、「おとな対象事業」4 事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和 2 年度は、9 月までの主催事業は中止し、10 月以降に事業内容を見直し「おとな対象事業」3 事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として学習室を開放しましたが、やはり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、定員 20 人のところ定員 10 人に縮小して学習の場の提供を行ったところです。さらに、毎年、印旛公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「いんば公民館まつり」もコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で 12,078 人でしたが、令和 2 年度は 4,171 人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【はじめての yoga】

ねらい…ヨガ (yoga) の基本を学びながら、心と体の内面の安定を感じると共に、メンタルバランスの重要性について学ぶ。

定員等…市民 (20 歳以上)、〔定員〕各 20 人、〔参加〕延べ 22 人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10 月 21 日 (水)	ヨガ (yoga) の基本を学ぶ	佐藤 洋子
2	10 月 28 日 (水)		

講座を終えて…令和元年度に引き続き参加されるリピーターの方も多く、好評の講座である。講師の方はポーズの最中も常にヨガ (yoga) に関する話をしていただけ、和やかな雰囲気が進められ、特に中断することもなかった。教室終了後、参加者から「何回か続けての開催はないのか」「コロナ禍ではあるが、来年以降も開催するのか」等の質問があり、ヨガ (yoga) の楽しさを実感できた有意義な講座となった。

### 【おとなの工芸教室】

ねらい…自分の手で竹細工を創作することで、創意工夫を促し、豊かな感性を養い、一つ

の作品を作り上げる喜びを味わう。

定員等…市民（20歳以上）、〔定員〕10人、〔参加〕8人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月28日（土）	竹ひごを組み合わせて竹かごを作る	間野 政勝

講座を終えて…平成30年度に始まった講座であり、令和元年度に引き続き参加されるリピーターの方も多く、通算で3回目の開催となった。平面的な竹ひごから立体的なかごができあがった時の喜びを味わうことができた。30本もの竹ひごを一つひとつ編み込む細かな作業が多く、全体的に時間はかかったが講師の対応が非常に丁寧で、参加者は物作りの楽しさを実感できた。また、同時に竹の持つ可能性を学んだ有意義な講座となった。

### 【みんなのいけばな教室】

ねらい…日本の伝統文化である生け花を通して、礼儀や作法の向上を図ると共に、心に癒しを感じられるように理解を深める。また、お正月向けの草花を生けることにより、日本らしい新年の迎え方を見直す。

定員等…市民（20歳以上）、〔定員〕各20人、〔参加〕延べ29人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月10日（土）	秋の草花を生ける	池田美枝子
2	12月27日（日）	お正月の花を生ける	

講座を終えて…毎年度必ず参加されるリピーターの方も多く、非常に人気の講座である。講師の指導が的確で、選ばれる題材も秋・冬の季節感にあふれているところが人気の一因だと思われる。参加者が草花を自らの手で生けた後、講師による草花の差し方のコツや、草花の選び方等についての説明があった。生け花の材料に使う草花の選定は講師の力量によるところが大きく、非常に得難い人材である。今後ともこの講座を続けられるようにしたい。



## 《講座の様子》



▲はじめての yoga：講座風景



▲おとなの工芸教室：竹かごを作る



▲みんなのいけばな教室：お正月の花を生ける



▲みんなの生け花教室：出来上がった作品

## 《団体育成事業》

各利用サークル等が自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行ったが、令和2年度はコロナ禍での全サークル活動自粛の影響が大きかった。なお、コロナ禍の影響から2団体は、活動を自粛している。

また、印旛公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「いんば公民館まつり」は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

1階閲覧室を個人学習室として開放し、公民館をより身近な施設として感じてもらえるよう学習の場の提供を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として学習室の定員を20名から10名に削減して提供した。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習してふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会に還元して、地域の文化を醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

# 本埜公民館



## 【運営方針】

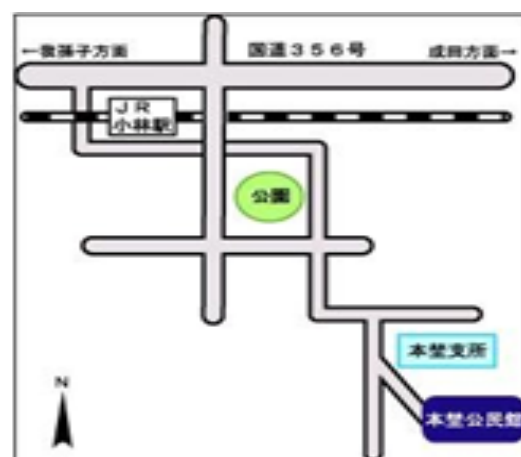
本埜公民館は、本埜地区の生涯学習、生涯スポーツの拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が利用できる施設です。

本年は、生涯学習、スポーツの振興を図るために「子ども対象事業」、「大人対象事業」、「サークル等支援事業」、「貸館事業」、「個人学習支援事業」を実施している。特に、「郷土愛」をテーマとして次代を担う青少年を対象とした事業に力を入れている。

また、同敷地内にはナイター付テニスコート、野球場などのスポーツ施設があり、施設利用の相乗効果とともに交流の場となっている。本館は、「共に学び・共に楽しむ場」、「ふれあいの場」、「交流の場」として社会福祉の増進を目指している。

## 【施設概要】

名称：印西市立本埜公民館  
所在地：印西市中根1375  
開館：平成9年4月1日  
敷地面積：2,518㎡  
延床面積：3,723㎡  
構造：鉄骨鉄筋コンクリート  
4階建て  
駐車台数：約130台



## 《令和2年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」7事業、「おとな対象事業」2事業、「共催事業」4事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和2年度は、9月までの主催事業は中止し、10月以降に事業内容を見直し「こども対象事業」2事業、「おとな対象事業」1事業、「共催事業」2事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。さらに、毎年、本埜公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「本埜公民館まつり」もコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で13,134人でしたが、令和2年度は6,802人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【子ども生け花教室】

ねらい…子どもたちに伝統文化を体験・習得する機会を提供する。生け花の基本を学びながら表現力を養う。

定員等…小学生、〔定員〕10人、〔参加〕延べ13人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月14日(土)	自由花 花あそびとして自由に花を楽しむ。	菊地 愛子
2	12月5日(土)	1回目の内容を活かして、クリスマスのお花を生ける	青野きみい

講座を終えて…ハサミの扱い方、花の切り方、挿し方などを学び、そして花を彩りよく、また花に高低差をつけることで、バランスよく生けることを学びました。学んだことを活かして、一人ひとりの個性が表れた素敵な作品ができあがりました。

### 【書き初めひろば】

ねらい…書の伝統と文化の理解を深め、書くことの大切さを育てる。また、書道を通して集中力を高め、心の落ち着きなどを自ら体験し学ぶ。

定員等…小学生、〔定員〕15人、〔参加〕9人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月20日(日)	筆使いを学び冬休みに出された課題を練習する	小林みどり

講座を終えて…筆使いなど丁寧に指導していただき、書くことの大切さや楽しさを学ぶことができた。また、丁寧に書くことにより集中力が高まり、心の落ち着きも体験してもらえた。

## 【野鳥観察会】

ねらい…本埜地域に見られる野鳥を多くの市民に紹介していき、自然環境の保護・保全への関心や理解を深める機会を提供する。

定員等…市民、〔定員〕20人、〔参加〕14人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月28日(土)	本埜地区内の白鳥飛来地周辺を3時間くらい散策	河邊久男

講座を終えて…沢山の種類の野鳥を観察でき、講師の方から解説していただいたほか、樹木や木の実などについても情報をいただき自然環境に触れ合う機会を提供できた。

## 【秋の自然観察会】

ねらい…本埜地域に残されている豊かな自然環境を子どもから大人まで多くの市民に紹介していく。身近な動植物とふれあい、自然環境への関心や理解を深める機会を提供すると共に環境保全意識の向上に寄与する。

定員等…小学生と保護者、〔定員〕20人、〔参加〕22人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月31日(土)	本埜地区内の里山を2時間くらい散策	里山の会 ECOMO

講座を終えて…講師の方から地域の存在する季節ごとの動植物を解説していただいたほか、昆虫等の採集や植物を使った工作など自然環境に触れ合う機会を提供できた。また、捕まえた昆虫などを持ち帰らずに自然に戻すことで、環境保全の対する考えを養うことができた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を縮小し開催した。



## 【わら細工講座】

ねらい…わら細工により伝統的風習の意味や慣わしなどにふれて、物づくりのよろこびを感じてもらう

定員等…20歳以上の市民、〔定員〕12人、〔参加〕13人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月31日(土)	正月飾りをつくろう	里山の会 ECOMO

講座を終えて…しめ縄づくりを体験することにより、さまざまな技術や知識を学ぶことができた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を縮小し開催した。

## 《講座の様子》



▲子ども生け花教室：クリスマスのお花



▲野鳥観察：本埜地区内を散策



▲書き初めひろば：冬休みの課題を練習



▲書き初めひろば



▲わら細工講座：正月飾りを作ろう



▲わら細工講座：出来上がった作品

## 《団体育成事業》

各利用サークル等が自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行ったが、令和2年度はコロナ禍でのサークル活動自粛の影響は大きかった。なお、本埜公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「本埜公民館まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

公民館運営に支障のない範囲で施設を開放し、学習の場を提供することで、公民館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。学習機会の提供により比較的利用の少ない青年層への利用促進を図った。また、利用対象者を児童・生徒に限定せず、より多くの市民が利用できるように配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で施設の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議及び交流の場を提供する。ただし、社会教育法第23条に抵触する場合は利用できないということを理解していただき、健全な公民館運営に努めた。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。





## (2) 利用団体一覧

### 印西市立中央公民館利用サークル懇談会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	印西ウィンドアンサンブル	吹奏楽	毎週水・土曜	18:00～21:00	42
2	印西山野草の会	山野草栽培・研究	隔月第3土曜	18:00～19:00	12
3	印西写楽	写真	第3土曜	14:00～17:00	10
4	印西松踏ダンスクラブ	社交ダンス	第2・4土曜	18:30～21:00	10
5	印西女声合唱団	女性コーラス	第1～4水曜	9:00～13:00	16
6	印西太極拳同好会	太極拳	毎週火・日曜	9:00～12:00	28
7	印西盆栽愛好会	盆栽栽培・研究	第2金曜	9:00～15:00	22
8	絵てがみの会	絵てがみ	第2土曜	10:00～12:00	6
9	おむすび会	家庭料理	第4金曜	9:00～13:00	19
10	火陶会	陶芸	第2・4火曜	9:00～17:00	7
11	カトレア ヨガの会	ヨーガ	第1～4金曜	14:00～16:00	7
12	カレイナニ フラ プルメリア	フラダンス	第1～4木曜	13:00～17:00	12
13	木下手賀野俳句会	俳句	第3日曜	13:00～17:00	10
14	木下囃子保存会	囃子	毎週土曜	19:00～21:00	11
15	健康呼吸法の会	丹田呼吸法	毎週金曜	9:30～11:30	14
16	秋桜コーラス	コーラス	第1～4木曜	9:00～13:00	19
17	こすもす短歌会	短歌	第3日曜	10:00～13:00	10
18	古文書学習・尚史会	古文書読解	第1・3木曜	10:00～12:00	18
19	彩々会	絵画	第2・4日曜	13:00～16:00	3
20	ささのは会	素話	第2土曜 第4木曜	13:00～17:00	8

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
21	詩吟愛好会	詩吟	第1～4水曜	19:00～21:00	8
22	ジャギー&ヨーガ同好会	ヨーガ	毎週水曜	19:00～21:00	5
23	水辺短歌会	短歌	第1日曜	13:00～16:00	12
24	チェリー	音楽	第2火曜	13:00～16:00	6
25	陶遊会	陶芸	第1・3火曜 第2・4木曜	9:00～17:00	9
26	バルーンアートサークル ピッコロ	バルーンアート	第1水曜 不定日曜	13:00～16:00	44
27	ミックスジュース	エアロビクス	毎週水曜	10:00～13:00	6
28	紫会	茶道(裏千家)	第2火曜	9:00～13:00	8
29	ヨガサークル 宙	ヨーガ	毎週火曜	12:00～14:00	10
30	自力整体サークル	自力整体	第2・4金曜	14:00～16:00	12

## 小林コミュニティサークル連絡協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	蘭の会	大正琴	第2・4金曜	10:00～13:00	7
2	あじさいの会	大正琴	第1・2・4水曜	9:00～13:00	6
3	小林カラオケ華の会	カラオケ	第2・4金曜	13:00～17:00	12
4	リングング・ハート	ミュージックベル	第1・3木曜	9:00～12:00	11
5	さくらコーラス	合唱	第1・3木曜	13:00～16:00	19
6	マーガレットの会	健康体操	毎週水曜	10:00～12:00	11
7	小林貯筋サークル	健康体操	毎週火曜	9:00～12:00	68
8	小林太極拳同好会	太極拳	毎週土曜	9:00～12:00	18
9	小林親子読書会かたつむり	読書活動	第2火曜	10:00～12:00	14
10	小林石友会	囲碁	毎週土曜	13:00～17:00	18
11	秋桜会	日本画	第2・4木曜	13:00～17:00	6
12	小林洋画クラブ	洋画	第1・3土曜	13:00～17:00	14
13	絵てがみの会	絵手紙	第2土曜	14:00～16:00	9
14	小林パソコン同好会	パソコン	毎週金曜	9:00～12:00	17
15	江戸芸かっぽれよつば会	かっぽれ	第2・4金曜	13:00～17:00	5
16	印西歴史愛好会	歴史研究	第2日曜	10:00～12:00	27
17	印西太極拳 牧の里クラブ	太極拳	第2・3・4木曜	10:00～12:00	8
18	ハーラウフラカレイナニ キリポヘリリィ	フラダンス	第1～4金曜	13:00～15:00	6
19	リンパセラピーサークル	健康体操	第3木曜	10:00～13:00	22
20	小林シニア男声合唱団	合唱	第1・3金曜	13:00～17:00	15

## 印西市立そうふけ公民館利用サークル協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	ペーニャフラメンカ	フラメンコ	毎週火曜	14:00～17:00	5
2	エアロナオミ	エアロビクス	毎週木曜	10:00～12:00	22
3	キャンバスの会	油絵	第1～4金曜	9:00～13:00	13
4	山百合短歌会	短歌	第2木曜	13:00～17:00	13
5	生花倶楽部	生け花	第2・4木曜	10:00～13:00	8
6	印西市ユニカール協会	ユニカール	毎週金曜	13:00～16:00	27
7	ダンベル&フィットネス	ダンベル体操	第1～4木曜	13:00～15:00	15
8	印西絵手紙の会	絵手紙	第2・4火曜	9:00～13:00	18
9	サークル桐	箏	第2木曜 第4土曜	9:00～13:00	10
10	千葉ニュータウン フィルハーモニーオーケストラ	オーケストラ	毎週土曜 又は日曜	13:00～17:00	34
11	室内楽研究会	クラシック音楽	土曜・平日 (月1～2回)	17:00～20:00 10:00～12:00	7
12	ハーラウフラカレイナニレフア	フラダンス	第1～4金曜	9:00～11:00	16
13	ミュージカルカンパニー 「いちごハウス」	ミュージカル	第1～4日曜	13:00～17:00	69
14	大正琴ハーモニー	大正琴	第1・3金曜	13:00～16:00	9
15	Ace印西	ヒップホップダンス	第1～4水曜	18:00～21:00	14
16	フローラルデザイン	ワンストローク ペインティング	第1・3火曜	13:00～16:00	6
17	ハーラウフラカレイナニロケラニ	フラダンス	第1～4金曜	9:00～13:00	11
18	Ace#3	ダンス	第1～4水曜	16:00～18:00	9
19	ドラムピース	打楽器リズム遊び	第3日曜	9:00～12:00	5
20	ダンシングキャッツ草深	モダンバレエ ヒップホップ	不定期 水曜(月3回)	16:00～19:00	21

## 印西市立印旛公民館利用サークル協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	和太鼓クラブ 鼓友会	和太鼓	金曜	19:00～21:00	14
2	いには野卓球クラブ	卓球	火曜	9:00～12:00	12
3	絵画サークル	絵画	第2・4木曜	9:00～12:00	7
4	竹細工サークル	竹細工製作	木曜	18:00～21:00	9
5	ヘルスマイル卓球クラブ	卓球	土曜	13:00～16:00	9
6	ステップ印旛	社交ダンス	金曜	9:00～12:00	9
7	陶芸サークルねんどあそび	陶芸	木曜	19:00～21:00	9
8	オカリナサークルやまゆり	オカリナ演奏	第2・4土曜	14:00～16:00	10
9	栖山流印旛吟道会	詩吟	第2・4水曜	13:00～15:00	5
10	いんば押し花サークル	押し花	第4土曜	13:00～17:00	6
11	桜歌の会	カラオケ	第2木曜	19:00～21:00	11
12	印旛囲碁サークル	囲碁	第1・3日曜	13:00～16:00	10
13	パンダクラブ	囲碁	第1水曜 第3木曜	13:00～16:00	9
14	印旛コスモス会	日本舞踊	不定期	不定期	8

印西市立本埜公民館利用サークル連絡協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	あやめ会	カラオケ	第1・3日曜	9:00～12:00	7
2	竹和会	尺八	第2・4木曜	14:00～16:00	8
3	どんぶりの会	陶芸	第1・3土曜	13:00～17:00	6
4	墨絵・水彩画サークル	墨絵・水彩画	第4土曜	13:00～17:00	3
5	本埜社交ダンスサークル	社交ダンス	毎週火曜	14:00～17:00	7
6	エアロメグミ	エアロビクス	第2・4水曜	10:00～12:00	7
7	アンサンブルOHANA	楽器演奏	毎週日曜	9:00～17:00	11
8	ワイズ	ヘルスバレー	毎週水曜	10:00～12:00	15
9	グリーンエンジェルズ	バドミントン	毎週火曜	18:00～20:00	20
10	北総太極拳サークル	太極拳	毎週火曜	9:00～12:00	11
11	ゆりの会	紙画	第1水曜	13:00～16:00	5
12	コスモス新体操クラブ	新体操	第1・3日曜	9:00～17:00	12
13	合唱サークル poco a poco	合唱	毎週火曜	9:00～12:00	35
14	エンジェル・キッズ	お母さんと幼児 の交流	第1・3木曜	10:00～12:00	10
15	アンサンブル チャム	楽器演奏	毎週木曜	9:00～12:00	6
16	健康気功サークル	気功	毎週水曜	14:00～17:00	7
17	印旛ヴィクトリー	バレーボール	毎週土曜 第2・4日曜	9:00～17:00	21
18	健康体操	ストレッチ体操	第1～4土曜	14:00～17:00	9
19	マドンパ	和太鼓演奏	第1～4金曜 第1・3水曜	10:00～12:00	8
20	ボクシングサークル NEXT-BEST	ボクシング	毎週日曜	10:00～12:00	17
21	太極鞭杆の会	太極鞭杆	第2・4金曜	10:00～12:00	12

### (3) 利用集計

## 公民館別利用者集計表

令和2年4月1日～令和3年3月31日

[内容別利用者数]

分類	館名	参加・利用延べ人数(人)												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用者総数	中央	0	0	892	1,715	1,168	1,455	1,570	1,296	1,219	648	841	1,273	12,077	
	小林	0	0	481	924	684	1,052	3,537	999	1,413	669	731	881	11,371	
	そうふけ	0	0	1,174	3,440	1,294	1,635	1,730	1,462	1,594	705	963	1,253	15,250	
	印旛	0	0	227	954	359	294	418	275	400	184	167	893	4,171	
	本埜	152	0	479	601	604	754	978	710	979	500	465	580	6,802	
	合計	152	0	3,253	7,634	4,109	5,190	8,233	4,742	5,605	2,706	3,167	4,880	49,671	
利用者内訳	主催事業	中央	0	0	0	0	0	0	51	35	18	0	0	0	104
		小林	0	0	0	0	0	0	36	48	30	17	31	0	162
		そうふけ	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	4	19
		印旛	0	0	0	0	0	0	32	8	19	0	0	0	59
		本埜	0	0	0	0	0	0	22	21	28	0	0	0	71
		合計	0	0	0	0	0	0	141	112	110	17	31	4	415
	学習室	中央	0	0	30	51	56	39	40	41	42	44	45	36	424
		小林	0	0	22	41	106	36	45	40	49	35	63	58	495
		そうふけ	0	0	22	72	152	89	83	109	90	71	75	65	828
		印旛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		本埜	0	0	11	15	25	12	8	8	22	19	0	0	120
		合計	0	0	85	179	339	176	176	198	203	170	183	159	1,868
	まつり	中央													0
		小林													0
		そうふけ													0
		印旛													0
		本埜													0
	その他・サークル等	中央	0	0	862	1,664	1,112	1,416	1,479	1,220	1,159	604	796	1,237	11,549
		小林	0	0	459	883	578	1,016	3,456	911	1,334	617	637	823	10,714
		そうふけ	0	0	1,152	3,368	1,142	1,546	1,647	1,353	1,489	634	888	1,184	14,403
		印旛	0	0	227	954	359	294	386	267	381	183	167	893	4,111
		本埜	152	0	468	586	579	742	948	681	929	481	465	580	6,611
		合計	152	0	3,168	7,455	3,770	5,014	7,916	4,432	5,292	2,519	2,953	4,717	47,388

[開館日数]

公民館名	開館日数(日)	備考
中央	293	利用休止期間 4/1～6/8 (休館日を除く 55日間)
小林	293	利用休止期間 4/1～6/8 (休館日を除く 55日間)
そうふけ	293	利用休止期間 4/1～6/8 (休館日を除く 55日間)
印旛	293	利用休止期間 4/1～6/8 (休館日を除く 55日間)
本埜	293	利用休止期間 4/1～6/8 (休館日を除く 55日間)





## (4) 条例・規則

### 印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和54年1月31日条例第2号

改正

昭和59年3月19日条例第13号  
昭和62年3月13日条例第7号  
平成2年9月17日条例第19号  
平成7年3月30日条例第14号  
平成9年3月12日条例第12号  
平成11年3月19日条例第10号  
平成14年3月6日条例第8号  
平成22年3月17日条例第92号  
平成24年3月28日条例第10号  
平成31年3月22日条例第22号

昭和60年3月25日条例第8号  
平成2年3月13日条例第12号  
平成3年9月17日条例第20号  
平成8年3月26日条例第63号  
平成10年9月29日条例第27号  
平成12年3月15日条例第9号  
平成16年3月26日条例第9号  
平成23年12月26日条例第28号  
平成25年12月19日条例第54号

### 印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館の設置及び管理並びに印西市公民館運営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央公民館	印西市大森3934番地1
印西市立小林公民館	印西市小林北五丁目1番地6
印西市立そうふけ公民館	印西市原三丁目4番地
印西市立印旛公民館	印西市瀬戸1518番地
印西市立本埜公民館	印西市中根1375番地

2 公民館の対象区域は、別に印西市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

(使用の申込み及び許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、使用申込書を第11条に規定する館長に提出し、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受け

なければならない。

- 2 公民館を使用しようとする者は、公民館の対象区域内の住民とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前2項の使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めたとき。
- (2) 施設又は設備を破損するおそれがあると認めたとき。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用に関し、館長の指示に違反し、又は使用上遵守する事項に違反したとき。

2 教育委員会は、公民館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取消しをすることができる。

3 使用許可の取消し等により使用者が損害を生じててもその賠償の責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、次により算出された額の使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

- (1) 公民館の施設 別表第1に掲げる額
- (2) 公民館の備品 別表第2に掲げる額

(使用料の減免)

第9条 市長が次に該当すると認める場合は、その使用料を減免することができる。

- (1) 市がその事務事業を行う場合
- (2) 国又は公共団体が市の施策に関連する事業を行う場合
- (3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- (4) 教育委員会が認めた社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行場

合

(5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(6) その他特に市長が必要と認めた場合

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第11条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。ただし、館長は、非常勤の職員をもって充てることができるものとし、その任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

(印西町公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 印西町公民館条例（昭和29年条例第31号）

(2) 印西町公民館使用条例（昭和29年条例第32号）

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、印旛村公民館設置条例（昭和51年印旛村条例第8号）又は本埜村公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の条例の規定の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第13号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第7号）

この条例は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月17日条例第19号）

この条例は、平成2年10月15日から施行する。

附 則（平成3年9月17日条例第20号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第63号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月12日条例第12号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日条例第27号）

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表の改正規定中印西市立永治公民館に係る部分は、同年4月26日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月6日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第9号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第92号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行日の前日までに、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった印西市立印旛公民館体育館及び印西市立中央公民館宗像分館の使用に係る使用料については、同条例の規定の例による。
- 3 第2条の規定の施行日の前日までの公民館の使用に係る使用料については、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

(準備行為)

- 4 第2条の規定による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定による使用料の納入手続その他同条を施行するために必要な準備行為は、同条の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年3月28日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に印西市公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)である者は、引き続き改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

附 則 (平成25年12月19日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第8条）

1 印西市立中央公民館

（1時間につき）

室名	使用料
第1会議室	160円
第2会議室	160円
第3会議室	320円
学級講座室	320円
和室	320円
研修室	320円
調理実習室	430円
視聴覚室	650円
幼児室	160円
講堂	1,780円

2 印西市立小林公民館

（1時間につき）

室名	使用料
集会室1	360円
集会室2	180円
集会室3	180円
和室1	230円
和室2	230円
工芸室	310円
調理実習室	470円
視聴覚室	590円
遊戯室	260円
ホール	950円

3 印西市立そうふけ公民館

（1時間につき）

室名	使用料
会議室	310円
研修室1	320円
研修室2	320円
和室	370円
創作活動室	370円

調理室	470円
視聴覚室	700円
多目的室	1,330円

#### 4 印西市立印旛公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1研修室	240円
第2研修室	190円
第3研修室	260円
第4研修室	190円
和室	470円
工芸室	150円
調理実習室	510円
視聴覚室	490円
大会議室	1,420円

#### 5 印西市立本埜公民館

(1時間につき)

室名	使用料
団体研修室1	360円
団体研修室2	360円
団体研修室3	360円
団体研修室4	360円
文化教養室	300円
情報学習室	250円
美術工芸室	300円
調理実習室1	320円
調理実習室2	430円
視聴覚室	800円
音楽室	600円
多目的ホール	2,170円(半面)

#### 別表第2(第8条)

品目	回数	使用料
陶芸窯	1回	2,200円





## 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

昭和54年2月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和54年7月5日教委規則第3号	昭和58年3月29日教委規則第1号
昭和59年3月12日教委規則第11号	昭和62年3月13日教委規則第1号
昭和63年11月7日教委規則第4号	平成元年3月20日教委規則第2号
平成2年4月16日教委規則第6号	平成2年9月12日教委規則第9号
平成3年3月22日教委規則第2号	平成4年3月25日教委規則第4号
平成6年2月7日教委規則第2号	平成6年4月1日教委規則第9号
平成8年3月1日教委規則第13号	平成10年9月29日教委規則第8号
平成11年3月19日教委規則第3号	平成13年2月22日教委規則第1号
平成13年3月29日教委規則第6号	平成15年3月26日教委規則第3号
平成17年11月10日教委規則第8号	平成18年2月13日教委規則第1号
平成22年3月17日教委規則第7号	平成23年12月26日教委規則第5号
平成24年1月20日教委規則第2号	平成27年3月23日教委規則第8号
平成29年3月21日教委規則第7号	平成30年3月26日教委規則第7号
平成31年2月15日教委規則第1号	令和3年3月26日教委規則第2号

### 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第2項に規定する公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 印西市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、通常の公民館業務のほか他の公民館の連絡調整に関することを行う。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条に規定する使用申込書は、公民館使用許可申請書（別記第1号様式）による。

2 前項の規定による公民館の使用の許可の申請は、当該公民館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間にしなければならない。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に理由があると認めるときは、当該期間外

においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 公民館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内とする。

2 使用日の属する月の月前の月の16日以降の申請による公民館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第4条の3 公民館を使用しようとする者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則(平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。)に基づき、あらかじめ住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録(以下「利用者登録」という。)をすることができる。

2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約(以下「予約」という。)をすることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者(以下「使用予定者」という。)を決定する。

4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日(その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日)まで

(2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前(その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日)まで

7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第4条の4 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたと

きは、公民館使用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（開館時間）

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、午後9時まで開館することができる。

（休館日）

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（1） 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）

（2） 国民の祝日に関する法律に規定する休日

（3） 年始休館日 1月2日、3日及び4日

（4） 年末休館日 12月28日、29日、30日及び31日

（5） 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会が休館を必要と認めた日  
（使用料減免団体）

第6条の2 条例第9条第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

（損害賠償）

第7条 公民館の利用者が、公民館の施設、設備及び備品を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（館長の職務）

第8条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、公民館の施設及び設備の管理及び保全に努めなければならない。

3 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

（職員の職及び職務）

第9条 条例第11条において公民館に置くことができる職員（館長を除く。）の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第10条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

（事務分掌）

第11条 公民館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- （1）公印の保管に関すること。
- （2）文書の收受及び発送に関すること。
- （3）文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- （4）庶務及び会計に関すること。
- （5）資料、統計、調査及び広報に関すること。
- （6）施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- （7）公民館事業の実施に関すること。
- （8）関係機関及び各種団体との連絡に関すること。
- （9）サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関すること。
- （10）各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。
- （11）有料公園施設、文化ホール、中央駅前地域交流館、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。
- （12）その他社会教育活動に関すること。

（臨時又は非常勤の職員）

第12条 公民館には、第9条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

（事業計画及び事業報告）

第13条 館長は、年2回、事業計画及びその実施状況を教育委員会及び印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

（公民館運営審議会）

第14条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、

その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

2 定例会は、年2回招集とし、臨時会は、必要の都度招集する。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

(事務処理)

第17条 公民館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項

(2) 使用許可に関する事項

(3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印西町立公民館の管理及び運営に関する規則の規定は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月29日教委規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月12日教委規則第11号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月13日教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 12 日教委規則第 9 号）  
この規則は、平成 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 22 日教委規則第 2 号）  
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 25 日教委規則第 4 号）  
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 7 日教委規則第 2 号）  
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日教委規則第 9 号）  
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 日教委規則第 13 号）  
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日教委規則第 8 号）  
この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日教委規則第 3 号）  
この規則は、平成 11 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 22 日教委規則第 1 号）  
この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日教委規則第 6 号）  
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日教委規則第 3 号）  
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 10 日教委規則第 8 号）  
この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 13 日教委規則第 1 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の第 4 条の 2 第 1 項に規定する利用者登録は、この規則の施行前に予約規則の規定により行うことができる。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日教委規則第 7 号）  
この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月20日教委規則第2号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（準備行為）

2 前項の規定にかかわらず、中央駅前地域交流館の使用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年3月23日教委規則第8号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日教委規則第7号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第7号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日教委規則第1号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）  
この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表（第2条）

名称	対象区域
印西市立中央公民館	木下小学校区 大森小学校区
印西市立小林公民館	小林小学校区 小林北小学校区
印西市立そうふけ公民館	高花小学校区 西の原小学校区 原小学校区 船穂小学校区 木刈小学校区 内野小学校区 原山小学校区 小倉台小学校区 牧の原小学校区

印西市立印旛公民館	六合小学校区 平賀小学校区 いには野小学校区
印西市立本埜公民館	本埜小学校区 滝野小学校区

別記

第1号様式（第4条）（略）

第2号様式（第4条の3）（略）



### 3 地域交流館

#### (1) 事業報告

中央駅前地域交流館

#### (2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

#### (3) 利用者集計

中央駅前地域交流館利用者集計表

#### (4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則



# 中央駅前地域交流館



(1号館)

(2号館)



## 【運営方針】

中央駅前地域交流館は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動を促進し健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与することを目的とした施設である。

市民の相互交流の機会の提供、学習活動の機会の提供、子育て支援、児童健全育成事業等を企画し、自ら学ぶ機会や活動を促進支援し、子どもから大人までの市民の様々な学習ニーズに応えられるよう、人と人を結ぶ身近な施設として様々な事業を展開している。

## 【施設概要】

名称：印西市立中央駅前地域交流館

所在地：印西市中央南1-2

開館：平成24年4月1日

敷地面積：7,559㎡

延床面積：1号館 2,499㎡

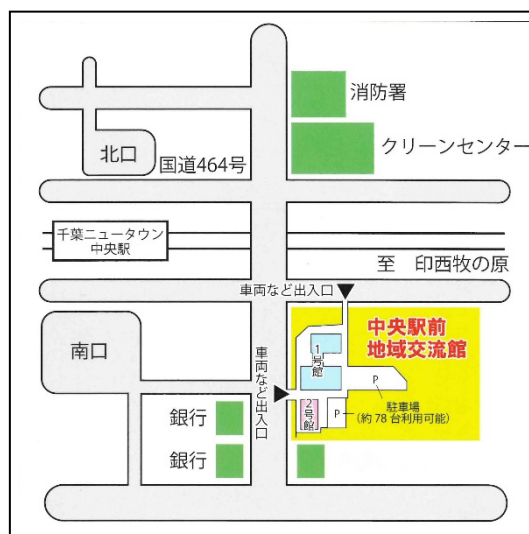
2号館 1,860㎡

構造：鉄筋コンクリート

1号館2階建て

2号館3階建て

駐車台数：78台



## 《令和2年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」19事業、「おとな対象事業」8事業、「共催事業」2事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和2年度は、事業内容を見直し「こども対象事業」8事業、「おとな対象事業」5事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として学習室を開放しましたが、やはり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、定員16人のところ定員7人に縮小して学習の場の提供を行ったところです。さらに、毎年、中央駅前地域交流館利用団体懇話会が主体となって開催していた「交流館まつり」もコロナの影響から中止となりました。

そのようなことから、施設利用者についても、令和元年度は全体で103,079人でしたが、令和2年度は37,454人という状況でした。

## 《主催事業》

### 【わくわく探検隊】

ねらい…学区、学年を超えて友情の輪を広げ、スポーツや工作などを一緒に体験することにより、自立性・自主性・協調性を学び、考える心を育む。

定員等…小学4～6年生、〔定員〕15人、〔参加〕延べ40人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月10日(土)	オリエンテーション レクリエーション	職員
2	11月14日(土)	科学あそび・工作	千葉市科学館職員
3	12月19日(土)	ニュースポーツ体験 プレルボール	スポーツ推進員
4	1月23日(土)	アロマストーン作り	小作真佐美

講座を終えて…新型コロナウイルス対策により、事業内容等を見直しての開催となり、宿泊研修や館外学習ができなかったが、家庭や学校で体験できないことを通して協調性が養えた。また、今自分がすべきことを考えさせ、考える力を育み、親や教師以外の大人や他学年の子どもたちとの交流によって、礼節や思いやりの心を醸成することができた。

## 【親子であそぼう】

ねらい…親子で遊べる場を提供し、子どもと親の健やかな育ちを援助していく。子育てに関する情報交換の場、親子共に友だちづくりの場とする。

定員等…乳幼児と保護者、〔参加〕延べ 3,839 人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	7月1日～通年	親子であそぼう	職員
2	9月～月2回	カード作り	職員
3	10月27日(火)～30日(金)	ハロウィン	職員
4	12月9日(水)～11日(金)	クリスマス	職員

講座を終えて…新型コロナウイルス感染症対策として、時間・人数制限をしておこなったが、コロナ禍で育児不安の大きかった子育て家庭の気分転換の場となり、遊びを通して親子のふれあいを楽しみ、子育ての楽しさを皆で共有することができた。

## 【にこにこハッピー】

ねらい…親子と一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子の関わり、友達を作ったり保護者同士の情報交換をしたりする場として活用してもらう。

定員等…1歳未満児と保護者、〔参加〕42人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	3月5日(木)	お買い物ごっこ	職員

講座を終えて…お買い物ごっこ「こどもえんにち」を開催し、同年齢の親子と一緒に“縁日”という楽しい雰囲気の中で交流を深めることができた

## 【公園であそぼう】

ねらい…近隣の公園に出向き、野外で、親子で楽しめる遊び（リズム遊びや運動遊び、お話シアター、簡単工作等）を提供し、親子で楽しむ。在宅親子に対して、「子育てルーム」の存在や機能を知らせていき、行ってみようとするきっかけづくりとし、親しみを持ってもらう。

定員等…幼児と保護者、〔参加〕 32 人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月 6日(金)	秋を楽しもう	職員

講座を終えて…親子で散策しながら落ち葉やどんぐりを拾って製作を楽しんだ。戸外での秋の自然に触れながらの活動は、親子共に気持ち良さも感じたようで笑顔も多く、家庭ではあまりすることのない遊びを楽しんでいた。

### 【すこやかキッズ】

ねらい…親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子の関わり、友達を作ったり保護者同士の情報交換をしたりする場として活用してもらおう。

定員等…1歳児～未就園児、〔参加〕 延べ 54 人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月 25日(金)	秋を楽しもう	職員
2	3月 5日(金)	お買い物ごっこ	職員

講座を終えて…和やかな雰囲気の中で、親子でふれあいながら楽しく過ごすことができ、同年齢の子を持つ親同士の情報交換や友達作りの場となった。

### 【児童ルームであそぼう】

ねらい…自由に読書、貸し出しの玩具で遊ぶことができる場を提供し、学区や年齢の枠を超えた仲間と一緒に、遊びを楽しんでもらう。

定員等…小学生～18歳未満、〔参加〕 延べ 1,401 人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	8月 1日から通年	児童ルームで遊ぼう	職員

講座を終えて…新型コロナウイルス感染症対策として、時間・人数・遊びの制限があったことで、利用者は少なかったが、新しい遊びを提供していく中で、子ども同士が工夫して遊びを発展させて楽しむことができた。

## 【あそびのポケット&スペシャル】

ねらい…簡単な工作や手芸、実験遊びなどを行う。身近な素材を使って、家庭では経験できないようなことを体験しながら、他学区・他学年の子どもたちとの交流も深める。

定員等…小・中学生、〔定員〕10人（スペシャルは）8人、〔参加〕延べ28人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	9月19日(土)	スーパー紙飛行機作り	職員
2	10月10日(土)	(スペシャル) アロマジェルポット作り	小作真佐美
3	11月21日(土)	(スペシャル) バスボム作り	小作真佐美
4	12月12日(土)	クリスマスオーナメント作り	職員
5	1月16日(土)	エコバッグ作り	職員

講座を終えて…少人数で感染対策を行いながらの開催であったが、様々な素材に触れながら、家庭では経験できない遊びを楽しむことができた。

## 【書き初め広場】

ねらい…広々としたスペースを提供し、他学区・他学年の子どもとともに書きあげながら交流を深めていく。

定員等…小・中学生、〔定員〕12人、〔参加〕12人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月26日(土)	書き初め広場	蟹江晶子

講座を終えて…書道に関心を持ち、集中して取り組んでいた。他学区・他学年の子ども同士の交流の場にもなった。

## 【はつらつクラブ】

ねらい…運動、工芸など様々な体験を通して心と体で楽しくふれあい、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけにする。

定員等…20歳以上の市民、〔定員〕30人、〔参加〕13人・延べ47人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
---	----	----	-----

1	10月15日(木)	オリエンテーション レクリエーション	交流館・生涯学習課職員
2	11月19日(木)	ニュースポーツ体験 ユニカール	米澤孝夫
3	1月28日(木)	苔玉づくり体験	奥田利風
4	2月17日(水)	交流館のサークル体験	佐藤早苗

講座を終えて…新型コロナウイルス対策により、事業内容等を見直しての開催となった。館外学習がなくなったことや健康上の都合で参加を見送る人もいたが、様々な体験をともに行う中で、ふれあい、仲間づくりをすることができた。

### 【母親講座】

ねらい…母親のリフレッシュを目的とし、忙しい子育ての中にも気持ちに余裕を持つことの大切さを感じることでできる講座や子育てに必要な知識を得ることができる講座を行い、子育て力の向上を図る。

定員等…未就学児を持つ保護者、〔定員〕1回目12組・2回目7組、〔参加〕延べ27人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月13日(金)	離乳食講座	保育課職員
2	12月18日(金)	ハーバリウムアロマサシェ作り	小作真佐美

講座を終えて…離乳食の不安の解消、また、アロマに触れリフレッシュをすることができ、子育て中の忙しさから解放される時間となった。

### 【ママデビュー講座】

ねらい…マッサージやダンスによる親子のスキンシップ、リラックスした時間を提供し、親子の触れ合いの大切さを感じてもらう。

定員等…3か月～1歳の乳幼児を持つ保護者とその子、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ98人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	9月15日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
	10月20日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
	12月15日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
	1月19日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
	2月16日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子



2	11月14日(土)	パパのベビーマッサージ	安藤敬子
3	11月4日(水)	ベビードダンス	柳由美子
	1月20日(水)	ベビードダンス	柳由美子

講座を終えて…ゆったりと子どもと向き合い、スキンシップを十分に図ることができた。  
父親を対象とした講座も好評であった。

## 【育児相談】

ねらい…子育てルームに来館した親子の子育て・育児に関する相談体制を整える。乳児の利用が増えたことにより、安心して発達状況や健康面の相談ができるようにする。また、家庭や母親の情緒面に支援が必要と判断した場合には、各関係機関と連携、協力を図り、支援の輪を広げていく。

定員等…未就学児を持つ保護者、〔参加〕延べ39人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	育児相談	職員
2	月1回	子育てコンシェルジュ相談	子育てコンシェルジュ

講座を終えて…利用者が気軽に相談できる雰囲気を作ったことで、小さな悩みにも寄り添うことができ、育児不安の解消につながることも多くあった。

## 【憩いの家開放事業】

ねらい…カラオケや高齢者クラブの会合など高齢者の憩いやレクリエーションの場として提供することで、生きがいつくり、仲間づくりのきっかけにする。

定員等…60歳以上、〔参加者〕延べ729人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	憩いの家の開放 ※利用休止期間 4/1～6/8、1/5～緊急事態宣言解除日	—

講座を終えて…新型コロナウイルス対策により、利用休止期間があったことや、利用に際しても入室人数、歌唱方法等に制限を設けての開放となったため、利用者は少なかった。高齢者のレクリエーションの場として安心して利用しても

らえるよう、感染防止対策の徹底に努めるとともに利用者にも協力していただいた。

## 《講座の様子》



◀あそびのポケット&スペシャル：クリスマスオーナメント作り



▲あそびのポケット&スペシャル：エコバック作り



▲児童ルームであそぼう



▲わくわく探検隊：アロマストーン作り



◀わくわく探検隊：ニュースポーツ体験プレルボール





▲はつらつクラブ：ユニカール



▲はつらつクラブ：交流館のサークル体操



▲親子であそぼう：クリスマス



▲母親講座：離乳食講座

## 《団体育成事業》

利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・援助を行った。

また、「中央駅前地域交流館利用団体懇話会」については、会の自主性を重んじながら円滑な運営ができるよう、指導・支援を行っているが、加入団体数が減少傾向となっている（現在 36 団体で構成）。会員の高齢化等により運営が難しくなっているサークルが見受けられるため、会員確保に向けた支援を行っていく。

交流館まつりについては、新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により中止となった。

## 《個人学習支援事業》

講座室を個人学習室として開放し、学習の場を提供することで、交流館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。また、学習機会の提供により、利用の少ない青年層の利用促進を図った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として学習室の定員を16名から8名に削減して学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域の団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の5割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

## (2) 利用団体一覧

### 中央駅前地域交流館利用団体懇話会

No.	団体名	活動内容	活動日曜	活動時間	会員数
1	アネモネの会	絵画	毎週火曜	9:00～13:00	10
2	創の会	絵画	第2・3・4木曜	9:00～13:00	13
3	ひまわり書道会	書道	第1・3金曜	10:00～11:30	26
4	印西刻字愛好会	刻字	第1・3土曜 第2・4水曜	13:00～17:00 9:00～12:00	6
5	陶芸1班	陶芸	第1木・3金曜 第4火曜	9:00～17:00 13:00～17:00	9
6	陶芸3班	陶芸	第2・4土曜	13:00～21:00	8
7	陶芸4班	陶芸	第2・4金曜	9:00～17:00	18
8	中央こでまり会	茶道(裏)	第1・3水曜	9:00～14:00	9
9	サークル花	生け花	第4日曜	13:30～15:00	12
10	印謡会	謡曲	第1木曜 第3日曜	13:00～17:00	20
11	印西ゆめ太鼓	和太鼓	毎週日曜	9:00～13:00	25
12	詩吟藤乃会	詩吟	第1～4金曜	13:00～16:00	8
13	千葉ニュータウン・フォーク ソング・ヴィレッジ	フォークギター	第2・4土曜	13:00～18:00	23
14	千葉ニュータウン混声合唱団	合唱	毎週日曜	13:00～17:00	57
15	印西シンガーズ	合唱	毎週火曜	13:00～15:00	29
16	大正琴サークル 菊琴の調べ	大正琴	第2・4水曜	13:00～17:00	7
17	手つなぎの会	手話	第1～4火曜	10:00～12:00	43
18	スポーツダンス中央	社交ダンス	第1～4日曜	13:00～17:00	11
19	どんぐり社交ダンス	社交ダンス	第1～4 火曜・木曜	13:00～15:00	15
20	千葉ニュータウン スクエアダンスサークル	スクエアダンス	第1～4土曜	13:00～17:00	43

No.	団体名	活動内容	活動日曜	活動時間	会員数
21	輪舞曲（ロンド）	社交ダンス	第1～4日曜	11:00～13:00	13
22	ヘルシー・コスモス・サークル	エアロビクス	第1～4金曜	9:30～11:00	15
23	シルバードックス	卓球	毎週水曜・金曜	13:00～15:00	65
24	スマッシュクラブ	卓球	毎週火曜	9:00～11:00	41
25	卓水クラブ	卓球	毎週水曜 毎週土曜	18:00～21:00 17:00～21:00	51
26	フレッシュクラブ	インディアカ	毎週火曜	14:00～17:00	12
27	ラケット	バドミントン	毎週土曜	10:00～13:00	8
28	CBC	バドミントン	第1～4金曜	15:00～17:00	20
29	気功サークル	気 功	第1～4水曜	11:00～13:00	14
30	千葉ニュータウン太極拳同好会	太極拳	毎週日曜	9:00～11:00	17
31	太極拳火曜会	太極拳	毎週火曜	11:00～13:00	31
32	ストレッチフレッシュ	健康体操	第1～4木曜	15:00～17:00	43
33	ストレッチ体操サークル	健康体操	第1～4木曜	9:00～11:00	59
34	リズムミック・カンフー千葉NTクラブ	健康体操	第1～4木曜	11:00～13:00	8
35	向日葵俳句会	俳句	第4日曜	13:00～17:00	10
36	木刈親子読書会	読書会	第1 水曜 第2・3水曜 第2 木曜 第3 土曜	16:00～18:00 16:30～17:30 10:00～13:00 19:00～21:00	47

### (3) 利用集計

## 地域交流館利用者集計表

令和2年4月1日～令和3年3月31日

[内容別利用者数]

分類	参加・利用延べ人数(人)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者数	0	0	2,304	3,604	3,690	3,942	4,686	4,556	4,369	3,576	2,743	3,984	37,454	
利用者内訳	主催事業	0	0	25	449	701	647	757	743	806	571	654	996	6,349
	学習室	0	0	23	39	104	95	105	70	50	25	59	33	603
	まつり													0
	その他・サークル等	0	0	2,256	3,116	2,885	3,200	3,824	3,743	3,513	2,980	2,030	2,955	30,502

公民館等総計	152	0	5,557	11,238	7,799	9,132	12,919	9,298	9,974	6,282	5,910	8,864	87,125
--------	-----	---	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

[開館日数]

開館日数(日)	備考
293	利用休止期間4/1～6/8(休館日を除く 55日間)





## (4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

平成23年12月12日条例第21号

改正

平成25年12月19日条例第56号

平成31年3月22日条例第23号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動等を促進し、もって、健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与するため、地域交流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央駅前地域交流館	印西市中央南一丁目2番地

(業務)

第4条 地域交流館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の相互交流の機会の提供に関すること。
- (2) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- (3) 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- (4) 乳幼児の保護者及び妊産婦に対する子育て支援に関すること。
- (5) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。
- (6) その他地域交流館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(開館時間)

第5条 地域交流館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号) 第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。)

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月2日から1月4日まで
- (4) 年末休館日 12月28日から12月31日まで
- (5) 臨時休館日 特別の事情により教育委員会が必要と認めた日  
(職員)

第7条 地域交流館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第8条 地域交流館の施設又はその備品(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流館の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 感染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (5) 許可なく物品の販売その他これに類する営利行為を行うと認められるとき。
- (6) 特定の宗教の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (7) 特定の政党の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域交流館の管理運営上不相当と認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他施設等の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める額により算定された額の使用料を納入しなければならない。

(1) 地域交流館の施設 別表第1に掲げる額

(2) 地域交流館の備品 別表第2に掲げる額

(使用料の減免)

第13条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市がその事務事業を行う場合

(2) 団体が市長又は教育委員会の承認を得て共催により又は後援を受けて使用する場合

(3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(4) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(5) 市内に所在地を有する社会教育関係団体で、教育委員会が認めたものがその目的を達成するための事業を行う場合

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 地域交流館に係る使用の許可申請、使用の許可、使用料の納入手続その他

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(印西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 印西市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成25年12月19日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第12条）

(1時間につき)

室名	使用料
レクリエーションホール	2,010円
視聴覚室	620円
調理実習室	530円
工芸室1	340円
工芸室2	220円

会議室 1	330円
会議室 2	330円
会議室 3	150円
会議室 4	270円
会議室 5	430円
和室	290円
展示室	160円

別表第 2（第12条）

（1回につき）

品目	使用料
陶芸窯	2,200円



印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則  
平成24年1月20日教育委員会規則第1号

改正

平成30年3月26日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第3号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例(平成23年条例第21号。以下「条例」という。)第16条の規定により、印西市立中央駅前地域交流館(以下「地域交流館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 条例第2条の設置目的を達成するため、地域交流館の施設及びその備品(以下「施設等」という。)を市民交流の推進に供するとともに、次のとおり活用する。

- (1) 交流ホール、レクリエーションホール、視聴覚室、和室、会議室、工芸室、調理実習室、講座室、展示室及び陶芸窯 市民交流又は自発的学習の場の提供
- (2) 遊戯室、学習コーナー、図書コーナー及び子育てルーム 児童の健全育成及び子育て支援の提供
- (3) ふれあいの部屋及び憩いの家 高齢者の憩いの場の提供

(使用期間)

第3条 地域交流館の施設等を引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、印西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が支障がないと認めたときは、この限りではない。

(使用の申請)

第4条 条例第8条に規定する地域交流館を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、印西市立中央駅前地域交流館使用許可申請書(別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による使用許可申請書の提出期間は、施設等を使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間)

第4条の2 地域交流館を使用することのできる1月当たりの時間数は16時間

以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあつては8時間以内）とする。

- 2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による地域交流館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

（利用者登録による予約）

第5条 申請者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に基づき、あらかじめ住所、氏名その他地域交流館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

- 2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。

- 3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

- 4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

- 5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

- 6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

（1） 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

（2） 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

- 7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

（使用の許可）

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。



(専有をしない場合)

第7条 第2条第2号及び第3号の施設を使用する者で、その施設を専有しない場合は、来館時に使用する施設名、氏名、住所及び連絡先を記入すること。

(使用の取消及び変更の届出)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、地域交流館の使用を取消し、又は変更しようとするときは、使用許可書を添えて印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)届出書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)承認書(別記第4号様式)を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、条例第10条の規定により地域交流館の使用許可を取消し、又は使用を停止させたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(停止)通知書(別記第5号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第10条 使用者は使用料を第6条の規定による使用許可書の交付を受ける際に納入するものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第13条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、印西市立中央駅前地域交流館減免申請書(別記第6号様式)を教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館減免承認書(別記第7号様式)を使用者に交付するものとする。

3 条例第13条第1項第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

(使用料の還付)

第12条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会が管理上その他やむを得ない理由により使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 天災その他使用者の責によらない理由により使用できない場合 全額

(3) 使用日の7日前までに使用の取消しを申し出て市長の承認を得た場合 半額

(館長の職務)

第13条 館長は、上司の命を受け、地域交流館の事務を掌理し、所属職員を指

揮監督する。

2 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

（職員の職及び職務）

第14条 条例第7条において地域交流館に置くことのできる職員（館長を除く。）の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務を掌る。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任児童厚生員 児童厚生員	上司の命を受け、児童の自主性・社会性の育成を目的として児童の遊びを指導する。
主任保育士 保育士	上司の命を受け、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導及び子育てに関する相談業務を行う。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第15条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

（事務分掌）

第16条 地域交流館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- （1）公印の保管に関すること。
- （2）文書の收受及び発送に関すること。
- （3）文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- （4）庶務及び会計に関すること。
- （5）資料、統計、調査及び広報に関すること。
- （6）施設等の維持及び管理に関すること。
- （7）市民交流に関する事業の実施に関すること。

- (8) 生涯学習に関する事業の実施に関すること。
  - (9) 関係機関及び各種団体との連絡に関すること。
  - (10) サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関すること。
  - (11) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。
  - (12) 児童の健全な遊びの指導に関すること。
  - (13) 児童の体力増進の指導に関すること。
  - (14) 子育てに関する相談に応じ、指導を行うこと。
  - (15) 子育てに関する情報及び学習の機会を提供すること。
  - (16) 子育て活動に対し育成及び支援を行うこと。
  - (17) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。
  - (18) 公民館、有料公園施設、文化ホール、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。
  - (19) その他施設の設置目的の達成に関すること。
- (臨時又は非常勤の職員)

第17条 地域交流館には、第14条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事務処理)

第18条 地域交流館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項
  - (2) 使用許可に関する事項
  - (3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項
- (使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、地域交流館の使用に当たり使用許可書を提示し、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容定員を超えないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食、喫煙及び火器を使用しないこと。
- (3) 指定された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。
- (4) 許可なく備品を移動し、持ち出し又は使用しないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。
- (6) 地域交流館の職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第20条 使用者は、職員が地域交流館の管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(原状回復)

第21条 使用者は、地域交流館の使用後、原状に回復したときは、直ちに職員の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(汚損等の届出及び賠償)

第22条 使用者は地域交流館の施設等に汚損等を加えたときには、直ちにその旨を印西市立中央駅前地域交流館設備損傷等の届出書(別記第8号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

2 使用者は、賠償の請求を受けたときには、請求を受けた日から7日以内に賠償をしなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、地域交流館の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 中央駅前地域交流館に係る使用申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(印西市教育委員会行政組織規則の一部改正)

3 印西市教育委員会行政組織規則(昭和41年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年3月26日教委規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第4条) (略)

第2号様式(第6条) (略)

第3号様式(第8条) (略)

第4号様式(第8条) (略)

第 5 号様式 (第 9 条) (略)  
第 6 号様式 (第 11 条) (略)  
第 7 号様式 (第 11 条) (略)  
第 8 号様式 (第 22 条) (略)

令和2年度 公民館・地域交流館事業報告書

あゆみ

発行日 令和3年6月4日

発行者 印西市立中央公民館

印西市大森3934-1